

要 求 事 項	回 答
1 小学校における教科担任制を推進する上で必要な教員の配置充実を図ること。	○ 県教育委員会としては、児童の意欲・関心を高めたり理解を深めたりできるよう、専門性の高い指導や授業の質の向上を図るとともに、学級担任が行う授業時間数の縮減に向けた指導体制の柱の1つとして、小学校高学年における教科担任制の拡充を実施するとともに、必要な教員の増配置に努めているところである。
2 少人数学級編制の一層の推進を図り、必要な教員の配置を行うこと。	○ 県教育委員会としては、令和4年度から、小学校、中学校全学年で35人学級を実施しているところであり、今後とも教育課題に対応したより効果的な指導体制が実現できるよう、さまざまな機会を捉え、引き続き国に要望していきたい。
3 学校におけるICTの活用推進を図るため必要な教員の配置を行うこと。	○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方にに基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。 ○ 1人1台端末の将来的な機器更新や維持管理のために必要な財政支援について、国に対して要望していく。 ○ 県教育センターが行っているICT活用指導力向上に向けた研修などにより、教員の指導力の向上を図るとともに、幅広く活用事例を収集し、各学校に広げていく。
4 教員が本来担うべき職務に専念できるよう教員業務支援員の配置充実を図ること。	○ 教員業務支援員については、市町が任用、配置しており、県の補助金を希望する市町に対して、任用する経費の2分の1以内の補助金額を市町へ補助している。 ○ 県教育委員会としては、今後とも、市町による教員業務支援員の配置を促し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる体制づくりに努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。
5 部活動指導体制の改善を図るため部活動指導員の配置充実を図ること。	○ 部活動指導員については、今後とも、市町教育委員会や学校、関係機関と連携を図りながら配置を促進し、学校における教育活動の充実に努めていきたいと考えており、引き続き国に対して、補助事業の継続と拡充について要望していきたい。 ○ 県では、昨年度3月に、これまでの部活動ガイドラインを廃止し、生徒の豊かなスポーツ・文化活動の実現に向け、学校部活動の適切な運営に加え、部活動改革に対する考え方等を示した新しいガイドラインを作成した。その中では、直ちに地域移行に向けた体制を整備することが困難な場合には、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することとしていることから、地域の実情に応じた部活動改革を推進していきたい。
6 香川県の教育を担う優秀な人材を確保するために、教職員給与の改善を図ること。 (1) 教職を目指す優秀な人材が香川県で働くことを選び、現職の教員が誇りと情熱をもって職務に取り組めるよう、教員給与の全体的な底上げを図ること。	○ 給与改定については、人事委員会の勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。なお、教員の処遇改善については、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において検討されており、県教育委員会としては、引き続き国における検討の動向についても注視してまいりたい。

<p>(2) 学校の運営上重要な役割を担う学校事務職員の給与の改善を図ること。</p> <p>(3) 教育業務連絡指導手当について職責に応じたものとなるよう支給額及び支給方法の改善を図ること。</p> <p>(4) 物価高騰に対応した通勤手当の改善を図ること。</p> <p>(5) 産育休、病休等に対応する代替教員を確保するために、講師の給与の改善を図ること。</p>	<p>○ 学校事務職員の給与制度については、知事部局との均衡を基本として運用している。</p> <p>○ 教育業務連絡指導手当については、他県との均衡や国の財政措置の状況を考慮すると直ちに見直しが必要な状況には無いと考えているが、今後とも国の動向や他県との均衡も考慮しながら適切に対応してまいりたい。</p> <p>○ 人事委員会勧告を尊重するというを基本として対応すべきものと考えている。</p> <p>○ 厳しい財政状況の中、令和2年度から、常勤講師の処遇改善を目的に初任給の上限を段階的に引き上げており、令和4年度に撤廃したところであるので、御理解をお願いしたい。また、非常勤講師の給与について、令和2年度から導入した会計年度任用職員制度では、非常勤職員に地域手当や期末手当などの諸手当を支給することとしており、給与面で一定の処遇改善が図られたものと認識している。</p>
<p>7 持続可能な学校運営体制の構築と教職の魅力向上のために、学校における働き方改革の一層の推進を図ること。</p>	<p>○ 第4期「香川県教育基本計画」において、重点項目である「安全・安心で、魅力あふれる学校づくり」の達成に向けた取組みとして「学校における働き方改革の推進」を盛り込んでおり、引き続き、働き方改革に取り組んでいく。</p>
<p>8 校務の円滑化を図るために県下で共通化した統合型校務支援システムの導入を進めること。</p>	<p>○ 統合型校務支援システムについては、将来の統一化も念頭に置きつつ、まずは、システム未導入の市町が、それぞれの状況に応じてシステム導入の検討を円滑に進められるよう、支援に努めてまいりたい。また、引き続き、近隣市町との導入促進や将来の統一化を念頭に置いた課題解決に向けて、各市町と連携してまいりたい。</p> <p>○ ICTの環境整備については、地方財政措置がとられている。</p>